

令和7年2月市会本会議代表質疑

2025年2月27日
湯浅 光彦(右京区)

右京区選出の湯浅光彦です。公明党京都市会議員団を代表し、かわしま優子議員、松田けいこ議員と共に、新京都戦略とその実現のための初年度予算となる令和7年度京都市予算案について質疑を行います。松井市長はじめ関係理事者の皆様には、市民に対しわかりやすく希望あふれる答弁をお願いします。

【市政運営について】

我々公明党京都市会議員団は、昨年10月、松井市長に対し91項目の予算編成に対する要望を提出した際に、「創造的福祉社会」をめざすことを申し上げました。この「創造的福祉社会」とは、誰一人取り残さず「小さな声を聴く力」と「国と地方のネットワークによる政策実現力」をさらに発揮し、「人々のつながりと支え合いを幾重にも創り上げ、すべての人の尊厳を守り、それぞれの自己実現に最適な環境を提供できる社会」であります。

今の世情を、ある識者は「世界と日本にもニヒリズムが侵食し、信用できるのはお金だけとなり、目先の事にしか心が向かず、先人の知恵も生かさず、歴史もかえりみない。」と警鐘を鳴らしています。

まさに、世界では未だ紛争が続き、自国ファーストの風潮がはばを利かせ、国内では少子高齢化が進行する中、物価高やエネルギーの高騰、いつ起こるともわからない災害等々将来に対して不安を抱えての毎日ではないでしょうか。だからこそ、将来に希望を持ち、安心して生活できる社会、お一人お一人の力が最大限に発揮でき、全ての方が共に支え合い、互いを大切にする社会こそ市民が求めておられるのではないのでしょうか。

今回の予算案を拝見するに、私どもの思いを真摯に受け止めて頂いての予算案であると、まず申し上げておきたいと思えます。その上で、昨年2月に市長に就任されて以来、内外問わずその人脈も最大限に生かし、あらゆる方々と精力的に対話を重ね、積極的に発信をされていることは大いに評価し、心強くも思っております。

予算編成に当たっては、市政の基本姿勢として、まず 1 点目に「市民生活第一の徹底」を掲げ、福祉・健康・医療や教育、子育て環境、地域企業等の下支え、安心安全など市民生活を守る政策を基本とされたうえで、2 点目には多彩な人々が集い、つながり、交ざりあうことで「新たな京都を切り拓く」、3 点目にすべての人に居場所と出番がある社会の実現を目指し、誰もが活躍できるよう、市役所・区役所が「結節点」としての役割を担い、社会総がかりで共に課題の解決に取り組む「新しい公共を推進していくこと。4 点目として、より効果的な政策立案に向け、「市役所・職員の意識を変え、仕事の仕方、公共空間の在り方を変革する」を掲げておられます。

その上で、令和 7 年度予算案では、「突き抜ける世界都市の実現に向けた本格展開を図る予算」として、限りある財源を京都の価値を高める施策に重点的に配分するとされ、特に市民生活を守る取組、喫緊の課題である人口減少に対する取組、そして京都の価値・強みを活かし、先導的・挑戦的に展開する取組を強化し、さらには、限られた財源の中、効果的・効率的な施策展開のため、府市協調・オール京都の取組や公民連携等の新しい公共、予算をかけずに取り組む「ゼロ予算」の取組も推進するとされています。

これらの裏付けとなる財政面を見ますと、厳しい財政状況を市民の理解と協力の下で克服する中、今後の行財政運営の基本方針として歳出上限を設定せず、京都の町の魅力や市民生活の豊かさの更なる向上を図り、担税力の強化、持続可能な行財政の確立にもつなげていく、とされており。

一般会計における実質的な予算案は、9575 億円と前年比プラス 1 億円、過去 2 番目の規模であり、歳入予算では市税収入が過去最高を見込み、歳出改革も含め 3 年連続収支均衡予算となっております。過去負債についても、予定通り返済する予算案です。個別事業の具体的取組については新京都戦略案と併せて局別での議論となりますが、今回の新京都戦略案の作成、それを踏まえた予算編成に際して、市長はこの一年、議会をはじめ、多くの方々と対話を重ねてこられ、京都の持つ可能性、課題、強み、弱み等どのように感じ、京都のポテンシャルをどのように市民生活の豊かさにつなげていこうとされているのか、率直にお伺いしたい。

さらに、新京都戦略案に掲げた政策を実現するには、ひとえに人にかかっていると私は思います。週休 3 日制も広がりを見せる昨今、京都市を牽引する市役所職員の意識改革と自由闊達に力を発揮できる組織風土への変革も必要であると考えます。市長の考えをお聞かせください。

【中堅企業への成長に向けた中小企業支援について】

次に、中小企業支援とりわけ中堅企業への取組についてお尋ねします。新京都戦略案には「京都経済を支える地域企業・中小企業の持続的発展・成長の支援」とされております。中小企業は京都市の99%を占め、働く方も70%を占めております。すでにご承知の通り資源高騰による経営困難、すすまない価格転嫁、人手不足、持続可能な賃上げの流れなど大変厳しい状況が続いております。

我が公明党も全党あげて国・府・市が一体となり、課題解決にむけて官民挙げて取組んでおります。一方で苦しい状況にある中小企業であるがゆえに、その伸び代もあると思います。我が会派の青野団長を筆頭に令和7年度予算要望において、スタートアップ・エコシステムの機能強化について、「経営人材の確保、資金調達、コミュニティの形成などの支援を強化し、スタートアップが創出・集積する環境づくりを強力に進めること」を求め、新規・充実事業として1.5億円の案が提示されています。着実な事業の進捗を要望しておきます。

さて、令和7年度税制改正大綱では「地域の活力なくして日本全体の活性化はない」とし、活力ある地域経済の実現に向けて、成長意欲の高い中小企業を力強く支える内容となっております。特に注目されるのは売上高100億円を超える中小企業を育成することが、地域経済を発展させる鍵であり、こういった企業は輸出・海外展開による地域外需要の獲得や地域内での新たな需要を創出すると共に収益を上げて生産性向上や賃上げを実現し、地域経済の好循環をリードする存在になり得ると考えます。

売上高100億円以上の企業は、京都市には279社あります。昨年施行された「改正産業競争力強化法」では大手ではないが力ある企業を中堅企業者として定義されました。この中堅企業者とは、中小企業者を除く従業員2,000人以下の企業と定義されており、その中でも積極的に賃上げやリスクを取った投資等を行う成長意欲の高い中堅企業者を「特定中堅企業者」と位置付けております。

京都府には特定中堅企業者はなく、中堅企業者が106社あります。これらの企業は大企業を超える国内売上・投資や給与総額等の伸びがあり、市内経済にも大きく貢献されています。それにも関わらず、中小企業政策の対象外として大手と同列の大企業に位置付けられ、中堅企業の課題に応じた措置が講じられて来ませんでした。

税制大綱では、成長意欲の高い企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、対象設備の取得や制作などを行った場合に、投資した全額を費用計上する「即時償却」か、もしくは取得価額の最大10%の税額控除を選択できる制度が2026年度まで2年間延長されます。さらには、法人税の軽減税率延長や事業承継税制の役員要件の緩和なども盛り込まれております。

京都における地域経済の発展に今回の税制改正を活用し、京都府、経済団体、金融機関と連携しつつ、中堅企業者に焦点をあてた取組を強化することが有効ではないかと考えます。如何でしょうか。お考えをお聞かせください。

【児童相談所の体制強化について】

次に、児童相談所の体制強化について質問します。京都市における令和5年度児童虐待相談・通告件数は、京都市児童相談所及び京都市第二児童福祉センター合わせて3,443件、認定件数は2,522件73%でありました。

5年前の令和元年には、相談通告件数は2,693件、認定件数は2,051件76%と、5年間で相談通告は750件増え、認定数も471件増加しております。皆さんは児童相談所というと、どういったイメージが思い浮かぶでしょうか？痛ましい事案が全国で発生すると「児童相談所の対応が不適切であった。関係機関、都道府県間の連携が取れていなかった」などネガティブな報道がなされ、責めを負うのは児相の方々ばかりのようなイメージではないでしょうか？

そして、冒頭申し上げた通り、児童虐待の相談通告件数は増え続けており、児童相談所職員の忙しさと精神的負担は想像を絶するものではないかと思えます。京都市では児童福祉司84人、児童心理司36人と、国の配置基準は満たされており、児童福祉司における専門職の割合は福祉職、保健師、保育士等専門職が55人、一般行政職は29人と、3割超は一般行政職として配置されており、専門性を必要とされる職務に就くことは大変な苦労があるものと思えます。

また、令和6年度に児童福祉司として配属された19人中7人が新規採用職員であり、児童福祉司として必要な任用資格は業務をこなしながら取得している人もいます。指導にあたる係長級の主席児童福祉司の下に3名から4名の児童福祉司が配属され、主席児童福祉司自身が直接担当することもあります。児童福祉司の在籍期間は3年未満が59人、3年以上5年未満が19人、5年以上はわずかに6人で、実に70%が3年未満であり、ご本人もさることながら主席児童福祉司も大変だと察することが出来ます。

実際に現場の状況はどうかと調査したところ、日々の残業も多く、中には帰りが21時や22時になることもあるとのこと。また児童相談所では、児童虐待への迅速な対応のため、休日・夜間に、当番制により早期対応を行っており、平日夜間の当番の日には、課長だけでなく、主席児童福祉司による何らかの対応が必要になることもある。また業務が多忙で休みにくいとの事でした。

増員はされているがまだまだ人は足りない状況で、さらには児童福祉法改正により、子どもの意見表明権が明示され、一時保護を行う際にも裁判所の司法審査が必要になり、報道ではその手続きには1件8時間かかることや、法的根拠についても児童福祉司が負うことになり、大きな負荷が今以上にかかる状況です。

京都市では法的援助業務については弁護士に委託しており、常時相談できる体制とはなっていません。法改正に合わせて円滑な業務遂行のため弁護士は委託ではなく常駐勤務が必要と考えます。いかがですか。

さて、これらから見えてくる課題として、多忙で終わりのない業務、保護者に批判され達成感を感じられず、疲労だけが蓄積されていく、一時保護から家庭復帰、施設入所などの手配、家庭復帰後も続く相談業務、増え続ける虐待件数、毎年ゼロカウントではなく累積されていく業務、事がおこれば最後は児童相談所が批判にさらされ、職員が短期間で異動、未経験者の増大、専門性の不足の連鎖。こういった悪循環に陥ってしまうことにならないかという事です。

児童虐待防止の最大の要は人であります。一部の職員に職務が集中する体制からの脱却、ワークライフバランスが保てる体制を強化し、長く働きたい、働いてもらいたいと思う職場にしていくことが求められます。

全国の児童相談所の実態に関する調査「全児相」報告書では全国的なこれらの課題に対し、まず継続的に人員を増加し、専門性を高める中長期人材育成のビジョンと現在の職員のメンタル面でのケアを最大限に行うこと。児相の置かれている困難な現実と一度は困難な状況におかれた子どもたちに対し希望を失わず子どもたちのために懸命に奮闘している姿等、ポジティブな外部への発信が必要と提言されています。児童相談所のさらなる体制強化に向けてのお考えをお聞かせください。

【高齢者が活躍できる社会の構築に向けた取組について】

最後に、高齢者がいきいきと活躍できる取組についてお尋ねします。本年は団塊の世代の方々がすべて75歳以上の後期高齢者となり、京都市では25万人弱となりますが、回りを見渡せば元気な高齢者はたくさんいらっしゃいます。京都市でもこれまでから社会参加を促す環境整備等高齢者施策に真摯に取り組まれている事は承知しております。現在では70歳までの定年延長も努力義務とされるなど高齢者の活躍の場はどんどん広がっていくものと思われれます。

内閣府が65歳以上の男女を対象に行った調査では、60代後半では「収入が欲しい」が50.6%で最多。一方70代後半では「働くのは体によいから、老化を防ぐから」が30.5%、80代前半では「仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから」が34.2%と、働く理由は高齢になるにつれ「収入」から「健康」「面白さ」にシフトしていることが見て取れます。

厚生労働省では、昨年9月13日に高齢社会対策大綱を発表し、公明党が提言してまいりました生涯を通じた活躍や単身高齢者増加への対応、認知機能の変化に対する配慮といった環境の整備に関する施策が盛り込まれており、「高齢社会対策」とは増加する高齢者を支えるための取組だけではなく、今後高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく社会を前提として、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組である。年齢によって「支える側」と「支えられる側」を画することなく、若年世代から高齢世代までのすべての人が、各々の状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指していくとされております。

私の所属する文教はぐくみ委員会で、文化市民局より多様なコミュニティの結節点としての区役所機能の充実に向けた取り組みとして、ウェルビーイングなまちづくりに向け、区役所が①地域住民、地縁組織、企業、大学、NPOと協力し地域資源を活かしたつながり・支え合うコーディネート役を担う事、②各区役所に地域コミュニティHubを設置する等の報告がありました。まさにこれからの社会を目指す上で時機を得た取組であり大いに期待しております。

これらの事業を推進していくにはどれだけ多くの方々に賛同され、事業に参加して頂けるかにかかっていると思います。地域には若い世代と共にまだまだ働ける、やりたいことがある、地域のために動きたい、若い世代とつながりたいと思う退職された元気な高齢者がたくさんいらっしゃいます。

しかし、地域活動というと、どうしても無償ボランティアの側面が強くなります。京都市では、平成 29 年に住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、「地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能」とし、あわせて「高齢者の社会参加、介護予防の取組を進めること」を目的に介護保険制度の中の「介護予防・日常生活支援総合事業」をはじめています。

令和 6 年度の地域支援事業実施要綱等の改正では、この総合事業は高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していくということが基本的な考え方とされています。

元気な高齢者を含む多世代の地域住民による、高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助や有償・無償ボランティア活動についても明記され、具体として高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動など介護支援と併せてちょっとしたお困りごとにも対応できる活動が当てはまります。

定年後もバリバリ働きたい方には京都府とも連携し、ハローワークやシルバー人材センターの充実など図って頂きたいと思いますが、そこまでではないが、健康と生きがい、地域のために働きたい、という方に有償としてのインセンティブがはたらけば、より一層活動の場は広がるのではないのでしょうか。また新京都戦略案の主旨にも大いに合致すると考えます。総合事業の充実、とりわけ有償ボランティアの取組を始めて頂きたいと思いますが如何でしょうか。お答えください。

以上で質疑をおわります。ご清聴ありがとうございました。